



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 南日本銀行
代 表 者 名 取締役頭取 森 俊英
(コード番号 8554 福証)
問合せ先 常務取締役
人事総務部長 奥 智行
電話番号 (099) 226-1119

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第28条(社外取締役との責任限定契約)および第36条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお社外取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (木曜) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (木曜) (予定)

以上

(別紙) 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第12条 (条文省略)	第 1 条～第 12 条 (現行どおり)
(A種優先配当金) 第 12 条の 2 当銀行は、第 <u>36</u> 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主 (以下、「A種優先株主」という。) またはA種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は、8 %を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。	(A種優先配当金) 第 12 条の 2 当銀行は、第 <u>38</u> 条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主 (以下、「A種優先株主」という。) またはA種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。) に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A種優先配当金」という。) の配当をする。配当年率は、8 %を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第 12 条の 3 に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(A種優先中間配当金) 第 12 条の 3 当銀行は、第37条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。	(A種優先中間配当金) 第 12 条の 3 当銀行は、第 39 条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。
第 12 条の 4～第27条 （条文省略） (新設)	第 12 条の 4～第 27 条 （現行どおり） (社外取締役との責任限定契約) 第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額とする。
第28条～第34条 （条文省略） (新設)	第 29 条～第 35 条（現行どおり） (社外監査役との責任限定契約) 第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める額とする。
第35条～第38条 （条文省略）	第 37 条～第 40 条（現行どおり）